令和2年度 箕輪町関係人口創出拡大事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

令和2年度 箕輪町関係人口創出拡大事業業務委託

2 目的

本事業は、豊かな自然や人材等、魅力的な地域資源を町内外に発信し、町内外に広く箕輪町に対する興味・関心を醸成するとともに、人が集い、つながる拠点を創設し、女性や若者を中心に多くの人が箕輪町に関係・つながりを持つ機会を創出します。これにより、地域で活躍する人材の増加、ひいては将来的な移住・定住人口の増加を目的とするものです。

本事業の業務委託にあたっては、民間事業者の創意工夫を施策に活かすため、公募型プロポーザル方式でその実施案と価格を総合的に審査して業務委託候補者を選定し、契約することとし、その詳細についてこの実施要領で定めます。

3 事業内容等

(1)業務内容

令和2年度箕輪町関係人口創出拡大事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という)のとおり

(2)委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

4 業務委託候補者選定方法

本業務に対する提案を求め、価格要素と非価格要素を総合的に評価し、最適な業者を選定する公募型プロポーザル方式とします。

5 応募者の資格

次の要件をいずれも満たす単体企業とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 箕輪町の指名停止を受けている期間中の者でないこと
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者

6 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書を提出してください。なお、下記(3)に記載する提出期限内に参加表明書等を提出しない者は、本プロポーザルに参加することはできません。

(1) 書類の交付

技術提案に参加を希望する場合は、次の方法で書類の交付を受けてください。 ア 箕輪町ホームページからダウンロードできます 箕輪町ホームページ http://www.town.minowa.lg.jp/

イ 直接配布・郵送は行いません

(2) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)2部(正本1部、副本1部)

イ 会社概要書(様式2~様式2-2) 2部(正本1部、副本1部)

(3) 提出期間

公告日から令和2年4月20日(月)午後5時まで

(4) 提出場所

箕輪町役場企画振興課

(5) 提出方法

前記の場所に、箕輪町役場の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までに持参又は郵送すること(郵送の場合は(3)の提出期限までに必着とし、書留郵便に限る。)。

- (6) 応募資格要件の審査
- (2) のア参加表明書の提出があった者については、応募資格要件の審査を行い、応募 要件を満たしていないと認められるときは、その旨及び理由を令和2年4月24日(金)まで に通知します。なお、審査結果に関しての不服申立ては受け付けません。

7 質問及び回答

技術提案書作成に関する質疑については、以下の手順に受付けます。

(1) 質問方法

ア 質問書を電子メールで送付してください(着信の確認をしてください)。

イ 電子メールの件名は「関係人口創出拡大事業プロポーザルに関する質問」としてください。

- ウ 電子メール本文に質問者の事業所名、所在地、部署名、担当者氏名、電話番号、電子 メールアドレスを署名してください。
- (2) 質問書の様式

ア 質問書(様式3)を「PDF 形式」に変換して添付ファイルとしてください。

イ 技術提案書の審査に係る質問には回答できません。

(3) 提出期限

令和2年4月20日(月)午後5時まで

(4) 電子メールアドレス

kizai@town. minowa. lg. jp

(5) 回答方法

箕輪町ホームページに掲載します。

(6)回答期日

令和2年4月24日(金)午後5時まで

8 技術提案書等の提出

審査対象者は、仕様書及び「令和2年度箕輪町関係人口創出拡大事業業務委託 技術提案書作成等要領」(以下「提案書作成要領」という。)に基づき、技術提案書等を提出してください。

(1) 提出書類

「提案書作成要領」に規定する書類

(2) 提出期間

公告日から令和2年5月7日(木)午後5時まで

(3) 提出場所

箕輪町役場企画振興課

(4) 提出部数

ア 提案書 9 部 (提案書作成要領2 (4) によります。)

イ 提案書の電子データ (PDF 形式・CD-R) 1部

(5) 提出方法

箕輪町役場の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までに持参又は郵送してください。 (郵送の場合は(2)の提出期限までに必着とし、書留郵便に限ります。)。 提出する提案は1案とします。

9 プレゼンテーションについて

プレゼンテーションは、提案内容の詳細や不明点を把握するために実施します。

(1) プレゼンテーション日時(予定)

令和2年5月13日(水)午後1時

※時間については、決定次第電子メールにより通知します。

(2) プレゼンテーション場所

箕輪町役場2階 大会議室

- (3) 提案者参加人数
 - 3人以内
- (4) プレゼンテーション時間

プレゼンテーション準備5分、説明20分、質疑応答10分、機器等の撤去5分の合計40分以 内とします。

(5) その他

次の事項に留意してください。

ア プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意しますが、その他必要な機器類は全て 提案者が用意してください。機材の不具合・故障等によるプレゼンテーション時間の 延長及び説明のやり直しは認めません。

イ 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とします。

- ウ プレゼンテーションにおける当日の質疑に対する応答の内容については、提出書類と 同様に公式なものとして取り扱います。
- エ 提案者には、参加報酬等はお支払いしません。

10 業務委託候補者の選定、結果通知(予定)

プロポーザル提案審査会による業務委託候補者を選定後、令和2年5月15日(金)までに選定 過程を箕輪町ホームページへ掲載します。

11 審査・選定

(1)審查

「令和2年度箕輪町関係人口創出拡大事業業務委託業者選定基準」により審査を行います。 ア 上記6(2)会社概要書様式2の内容

イ 上記8 技術提案書等の内容

ウ 上記9 プレゼンテーションと質疑応答の実施

(2)審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた者全員に対して、プロポーザル審査結果通知書を郵送することをもって行います。なお、審査結果に関しての不服申立ては受け付けません。

12 無効・プロポーザルの辞退

(1)無効提案

次に該当する提案は無効とします。

ア 前記5の応募資格要件を満たさない者が行った提案

イ 「参加表明書を提出した日」から「審査委員会において選考が終了するまで」の間に箕 輪町に対し不正な接触を行った者が行った提案

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書作成要領に違反する表現をした者が行った 提案

(2) プロポーザルの辞退

参加表明書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、様式4により辞退届を提出してください。また、提案書等の提出期限に遅れた者については本プロポーザルを辞退したものとみなします。

13 業務委託候補者選定後の手続き等

(1) 契約手続

箕輪町と本業務委託に係る業務仕様書を協議し、確定させた上で受注者と箕輪町が委託契約を締結します。

また、箕輪町財務規則第117条の2第1項第1号に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から見積書を徴取し、上限価格の範囲内であることを確認して契約書を取り交わすものとします。なお、提案書内で追加提案があった場合で、審査委員会の協議で不要であると判断した案に係る見積額は見積書から除くことができることとします。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において合計評価値が次点の候補者と協議することとなります。

14 提案書等の取扱い

- (1) 受け付けた後の提案書の訂正及び再提出は認めません。
- (2) 提出された提案書等は複製を作成する場合があります。
- (3) 提出された全ての提案書等は返却しません。なお、提案書等は、契約に至った場合に使

用する他は、本プロポーザルの審査以外には使用しないものとし、箕輪町の文書取扱規程 等に従い責任を持って管理・破棄を行います。

- (4) 提案書等のため作成した資料や箕輪町から受領した資料は、町の許可なく公表又は使用することは出来ません。
- (5) 提案書等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案業者に帰属します。
- (6)提案書等の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められたものを除き、 当該第三者の承諾を得ておくこと。この場合において、著作物の使用に関する責任は、使 用した提案業者に全て帰属します。

15 その他

- (1) 提案にかかる費用は、全て提案者の負担とします
- (2) 応募、技術提案書等の提出及び問合せ先

〒399-4695

長野県上伊那郡箕輪町中箕輪10298 箕輪町役場企画振興課 行

電 話:0265-79-3111 (内線233)

FAX: 0265-79-0230

E-mail: kizai@town. minowa. lg. jp

担 当:小松 祐貴